



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年8月24日火曜日 第235号

◇ 目 次 ◇

- 落札者等の告示..... (人事課) ...1075
- 指定自立支援医療機関の指定（3件）..... (健康増進課、障がい福祉課) ...1075
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）..... (経営支援課) ...1076
- 保安林予定森林にする旨の通知..... (森林整備課) ...1078
- 保安林の指定の解除..... () ...1078
- 港湾施設の概要..... (港湾海岸課) ...1078
- 宅地建物取引業者の免許の取消し..... (建築住宅課) ...1078
- 医師の指定..... (福祉総合支援センター) ...1078
- 落札者等の告示..... (高校教育課) ...1079

公 告

- 大気試料導入装置付きガスクロマトグラフ質量分析装置の購入..... (会計課) ...1079
- 液体クロマトグラフ-タンデム型質量分析装置の購入..... () ...1080

人事委員会規則

- 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ...1081

公営企業告示

- 病院の業務に係る公金の収納の事務の委託..... (公営企業管理局総務課) ...1082

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1042号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年8月24日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県次期給与システム要件整理・基本設計業務委託 一式	愛媛県総務部総務管理局人事課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和3年8月11日	株式会社アイシーエス 岩手県盛岡市松尾町17番8号	60,000,000円	総合評価一般競争入札	令和3年6月8日

○愛媛県告示第1043号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年8月24日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
きずな薬局 日赤前店	松山市平和通1丁目4-14	株式会社 YOUKOU	松山市千舟町3丁目1-4 チソクビル2階東	代表取締役 大野 宣哲	精神通院医療（薬局）	令和3年8月1日
レデイ薬局 グラン重信店	東温市野田三丁目1番地13	株式会社 レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	代表取締役 白石 明生	精神通院医療（薬局）	令和3年7月22日

エンゼル調剤薬局 松末店	松山市松末二丁目19番40号	有限会社エンゼル調剤薬局	松山市余戸中一丁目2番27号	代表取締役 沖 恵子	精神通院医療（薬局）	令和3年8月1日
マック東予調剤薬局	西条市北条1594番地	株式会社大屋	西条市西田甲590番地2	代表取締役 伊藤 慎太郎	精神通院医療（薬局）	令和3年8月1日

○愛媛県告示第1044号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所在地		
株式会社 N・フィールド	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番4号 アクア堂島東館	代表取締役 久保 明	訪問看護ステーションデューン松山西	松山市余戸東1丁目11-37 フェニックス余戸テナント2階02号	精神通院医療	令和3年8月1日

○愛媛県告示第1045号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
レデイ薬局 グラン重信店	東温市野田三丁目1番地13	株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	代表取締役 白石 明生	薬局 (育成医療・更生医療)	令和3年7月22日

○愛媛県告示第1046号

大規模小売店舗地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和3年8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
ドラッグコスモス 東温店	東温市野田2丁目104-1、104-3、105-1、106-1、107-1	大規模小売店舗の名称	(仮称)ドラッグコスモス東温店	ドラッグコスモス 東温店	平成29年5月20日	令和3年8月11日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1047号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
ドラッグコスモス東温店	東温市野田2丁目104-1、104-3、105-1、106-1、107-1	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前10時	午前9時	令和3年8月20日	令和3年8月11日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後10時30分まで	午前8時30分から午後10時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1048号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに愛南町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
ドラッグコスモス愛南店	南宇和郡愛南町御荘平城3991番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前10時	午前9時	令和3年8月20日	令和3年8月11日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後10時30分まで	午前8時30分から午後10時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに愛南町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1049号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年8月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
宇和島市三間町川之内1450、1458から1461まで
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
三間町川之内1450・1458・1459・1461（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1050号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年8月24日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1053号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和3年8月24日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由	整形外科	三木病院	三木 冬人	今治市泉川町一丁目3番45号	令和3年7月1日
肢体不自由、ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外科	愛媛県立今治病院	塚本 大樹	今治市石井町四丁目5番5号	令和3年7月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内科	愛媛県立今治病院	大野 広貴	今治市石井町四丁目5番5号	令和3年7月1日
肢体不自由	整形外科	社会医療法人石川記念会 HITO病院	中須賀 允紀	四国中央市上分町788番地1	令和3年7月1日
肢体不自由	脳神経外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	井上 明宏	東温市志津川	令和3年7月1日
肢体不自由	整形外科	社会医療法人石川記念会 HITO病院	石丸 泰光	四国中央市上分町788番地1	令和3年7月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	外科	松野町国民健康保険中央診療所	羽生田 雄介	北宇和郡松野町大字延野々1406番地第4	令和3年7月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内科	西予市立西予市民病院	大西 慶	西予市宇和町永長147番地1	令和3年7月1日

- 1 解除に係る保安林の所在場所
上窪穴郡久万高原町西谷字横野8107の6から8107の12まで、8109の2、8109の3
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1051号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、東予港湾施設の概要を次の通り公示する。

令和3年8月24日

愛媛県知事 中村時広

種類	位置	数量及び能力
臨港道路	起点 西条市広江563番1地先 終点 西条市広江563番3地先	延長 109.0メートル 幅員 17.0メートル

○愛媛県告示第1052号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条の規定に基づき、令和3年8月24日次の者に係る宅地建物取引業者の免許を取り消した。

令和3年8月24日

愛媛県知事 中村時広

商号又は名称	代表者氏名又は氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号
株式会社セイコー不動産	加藤 基	新居浜市松木町4番25号	愛媛県知事(8)第3287号

○愛媛県告示第1054号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年8月24日

愛媛県立松山工業高等学校長 西 岡 誠

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県立松山工業高等学校マシニングセンター設備の製造一式	愛媛県立松山工業高等学校 愛媛県松山市真砂町1	令和3年8月10日	株式会社世良 愛媛県松山市辻町14-7	56,650,000円	一般競争入札	令和3年6月25日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

大気試料導入装置付きガスクロマトグラフ質量分析装置の購入

(2) 購入物品名及び数量

大気試料導入装置付きガスクロマトグラフ質量分析装置 一式
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和4年3月4日(金)

(5) 納入場所

愛媛県立衛生環境研究所(愛媛県東温市見奈良1545番4)

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

(5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話(089)912-2156

(2) 入札書の受領期限

令和3年10月4日(月)午前9時から同月5日(火)午後1時29分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和3年10月5日(火)午後1時30分

愛媛県庁第二別館5階 入札室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和3年9月28日(火)午後5時

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条か

ら第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:canistar sampler-gas chromatograph mass spectrometer, lset
- (2) Time limit of tender : 1:29 p.m, 5 October 2021
- (3) For further information, please contact:Supplies Procurement Section, Accounting Division,Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL089-912-2156



○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年8月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析装置の購入
- (2) 購入物品名及び数量
液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析装置 一式
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
令和4年3月4日(金)
- (5) 納入場所
愛媛県立衛生環境研究所(愛媛県東温市見奈良1545番4)
- (6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話(089)912-2156
- (2) 入札書の受領期限
令和3年10月4日(月)午前9時から同月5日(火)午後2時29分まで
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和3年10月5日(火)午後2時30分
愛媛県庁第二別館5階 入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限:令和3年9月28日(火)午後5時
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便(書留郵便

に限る。)により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: liquid chromatograph tandem mass spectrometer, 1set
- (2) Time limit of tender : 2:29 p.m., 5 October 2021

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL089-912-2156

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則12-74

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年8月24日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第1条の3 条例第3条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 予防接種を受ける場合又は著しい発熱その他の予防接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>(3)～(25) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 省略</p>	事 由	期 間	(1) 省略		(2) 予防接種を受ける場合又は著しい発熱その他の予防接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	省略	(3)～(25) 省略		<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第1条の3 条例第3条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 予防接種を受ける場合又は<u>これにより著しく発熱した</u>場合</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>(3)～(25) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 省略</p>	事 由	期 間	(1) 省略		(2) 予防接種を受ける場合又は <u>これにより著しく発熱した</u> 場合	省略	(3)～(25) 省略	
事 由	期 間																
(1) 省略																	
(2) 予防接種を受ける場合又は著しい発熱その他の予防接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	省略																
(3)～(25) 省略																	
事 由	期 間																
(1) 省略																	
(2) 予防接種を受ける場合又は <u>これにより著しく発熱した</u> 場合	省略																
(3)～(25) 省略																	

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-4)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第2条の3 条例第4条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 予防接種を受ける場合又は著しい発熱その他の予防接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>(3)～(23) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 由	期 間	(1) 省略		(2) 予防接種を受ける場合又は著しい発熱その他の予防接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	省略	(3)～(23) 省略		<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第2条の3 条例第4条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 予防接種を受ける場合又は<u>これにより著しく発熱した</u>場合</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>(3)～(23) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 由	期 間	(1) 省略		(2) 予防接種を受ける場合又は <u>これにより著しく発熱した</u> 場合	省略	(3)～(23) 省略	
事 由	期 間																
(1) 省略																	
(2) 予防接種を受ける場合又は著しい発熱その他の予防接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	省略																
(3)～(23) 省略																	
事 由	期 間																
(1) 省略																	
(2) 予防接種を受ける場合又は <u>これにより著しく発熱した</u> 場合	省略																
(3)～(23) 省略																	

2～4 省略

(新たに条例の適用を受ける職員の年次休暇の付与)

第10条 国若しくは他の地方公共団体若しくは国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等のうち人事委員会が定めるものの職員であつた者が人事交流により引き続き職員となつた場合又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第12条第1号に規定する退職派遣者であつた者が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により職員として採用された場合の当該職員の年次休暇の日数の取扱いについては、第3条第2項及び第3項の規定にかかわらず、職員との権衡を考慮して別に定める。

2 省略

(深夜勤務の制限)

第12条の6 前条第1項の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)～(4) 省略

(5) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができないものとして第12条の4 _____に規定する者に該当することとなつたこと。

2 省略

2～4 省略

(新たに条例の適用を受ける職員の年次休暇の付与)

第10条 国若しくは他の地方公共団体若しくは国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等のうち人事委員会が定めるものの職員であつた者が人事交流により引き続き職員となつた場合又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第12条第1項に規定する退職派遣者であつた者が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により職員として採用された場合の当該職員の年次休暇の日数の取扱いについては、第3条第2項及び第3項の規定にかかわらず、職員との権衡を考慮して別に定める。

2 省略

(深夜勤務の制限)

第12条の6 前条第1項の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)～(4) 省略

(5) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができないものとして第12条の4第1項に規定する者に該当することとなつたこと。

2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第16号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和3年8月24日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

1 委託した事務の範囲及び内容

愛媛県立今治病院、南宇和病院及び新居浜病院のテレビ等使用料の収納の事務

2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社パースジャパン

東京都文京区本郷五丁目26番地4号東京クリスタルビル

3 委託期間

令和3年8月1日から令和11年7月31日まで